

発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会
建設生産・管理システム部会
規 約

（設置の目的）

第1条 公共事業における今後の発注者のあり方に関する建設生産・管理システム全般に関する課題を検討することを目的に、「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会」のもとに、「建設生産・管理システム部会」（以下、「本部会」という。）を設置する。

（本部会の事務）

第2条 本部会は、建設生産・管理システムにおける以下に掲げる事項に関する課題について審議する。

- 一 企業評価・技術者評価等について
- 二 入札契約方式について
- 三 監督・検査について
- 四 建設生産・管理システム全般について

（本部会の構成）

第3条 本部会は、会議の長（以下「部会長」という。）及び委員をもって組織する。

- 2 部会長は、委員の互選により選任する。
- 3 部会長は、会議を統括する。
- 4 委員の構成は、別紙に掲げる者とする。
- 5 本部会は、必要に応じて委員の追加を行うことができる。
- 6 本部会は、必要に応じて参考人のヒアリングを行うことができる。

（本部会の開催）

第4条 本部会は、委員の二分の一以上の出席をもって成立する。

- 2 会議は公開を原則とし、部会長の判断により非公開とすることができる。
- 3 会議の議事概要は速やかに公表する。

（事務局）

第5条 本部会の事務局は、大臣官房技術調査課、国土技術政策総合研究所社会資本マネジメント研究センター及び関東地方整備局企画部に置く。

（雑則）

第6条 この規約に定めるもののほか、本部会の運営に関し必要な事項については、本部会で定めるものとする。

附 則

1 この規約は、平成30年11月21日から施行する。